

第3章 指 導 監 査

§ 1 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

指導監査では、社会福祉法人や社会福祉施設等が関係法令・通知等を遵守し適切に運営されているかについて確認を行う。指導監査の結果、最低基準等を満たしていないことが確認された時は、改善指導を行うことにより、福祉サービスの質の向上や法の適正実施の確保を図っている。

表427 指導監査実施数の年度別推移

法人・法別施設	年度（平成）	24年度	25年度	26年度
社会福祉法人	対象数	43	46	47
	計画数	19	28	24
	実施数	19	28	24
老人福祉施設	対象数	42	46	52
	計画数	26	25	17
	実施数	26	25	17
介護老人保健施設	対象数	17	18	19
	計画数	9	10	6
	実施数	9	10	6
障害福祉施設	対象数	76	88	102
	計画数	76	44	4
	実施数	76	44	4
保護施設	対象数	1	1	1
	計画数	1	-	1
	実施数	1	-	1
計	対象数	179	199	221
	計画数	131	107	52
	実施数	131	107	52

資料：企画課、生活保護・自立支援室、高齢者事業推進課、障害計画課